

防整施（事）第143号
28.3.31
一部改正 防整施（事）第225号
30.6.15

大臣官房長
整備計画局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用することとされたので通達する。

また、本通達の実施に関し必要な細部事項は、整備計画局長から通知させる。

なお、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等について（防整施（事）第10号。27.10.1）は平成28年3月31日をもって廃止する。

添付書類：別紙

建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施等

1 一般競争入札の実施について

予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達について（防経工第3661号。6.6.22）及び建設工事の入札・契約手続に当たって一般競争入札によらないことができる提供施設の調達について（防整施（事）第135号。28.3.30）に規定する秘密情報等（以下「秘密情報等」という。）を含まない建設工事及び次項に規定する安全保障に係る調達に該当しない建設工事は、特例政令及び公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（平成6年1月18日閣議了解。以下「行動計画」という。）に基づく一般競争入札によることとする。

2 安全保障に係る調達における一般競争入札の実施について

安全保障に係る調達（2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第3条第1項に規定する国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達をいう。）については、行動計画I.1.ただし書の規定に基づき、別に通知する一般競争入札によることとする。

3 一般競争入札の適用拡大について

予定価格が特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額未満であって秘密情報等を含まない建設工事については、不良・不適格業者の排除等に留意しつつ、原則として一般競争入札を拡大して適用することとする。

4 総合評価落札方式等の活用について

一般競争入札を実施する工事について、総合評価落札方式及び設計・施工一括発注方式の積極的な活用を図るものとする。